

# むつ市の都市計画2011



## 目 次

1. 都市計画について	• • • • •	P 3~12
(1) むつ市の都市計画の始まり	• • • • •	P3
(2) むつ市の都市計画の決定・変更の変遷	• • • • •	P4~10
(3) むつ市における都市計画の体系	• • • • •	P11
(4) むつ市における都市計画の決定状況	• • • • •	P12
2. 都市計画区域について	• • • • •	P13
3. 都市計画マスタープラン	• • • • •	P14~15
4. 土地利用	• • • • •	P16~19
(1) 区域区分	• • • • •	P16
(2) 地域地区	• • • • •	P17~19
5. 都市施設	• • • • •	P20~21
6. 市街地開発事業	• • • • •	P22~23
7. 地区計画等	• • • • •	P24
8. 都市計画の決定手続き	• • • • •	P25
9. 都市計画制限	• • • • •	P26~27
10. 都市計画事業	• • • • •	P27
11. 都市再生整備計画事業	• • • • •	P27~29
12. 景観	• • • • •	P29~32
13. 屋外広告物	• • • • •	P33
14. むつ市の都市計画のデータ	• • • • •	P34~52
14-1. 用途地域による建築物の用途制限比較表	• • • • •	P35~37
14-2. 市域及び人口	• • • • •	P38~39
14-3. 都市計画決定概要一覧	• • • • •	P40
14-4. 都市計画区域変遷	• • • • •	P41
14-5. 都市計画の種類と決定権者	• • • • •	P42
14-6. 用途地域	• • • • •	P43
14-7. 準防火地域（むつ地区のみ）	• • • • •	P44
14-8. 臨港地区（むつ地区のみ）	• • • • •	P44
14-9. 都市施設	• • • • •	P45~52
14-9-1. 道路	• • • • •	P45~46
14-9-2. 公園・緑地	• • • • •	P47~50
14-9-3. 汚物処理場	• • • • •	P51
14-9-4. ごみ焼却場	• • • • •	P51
14-9-5. 市場	• • • • •	P51
14-9-6. 火葬場	• • • • •	P51
14-9-7. 下水道	• • • • •	P52

## 1. 都市計画について

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設などに関する一定の計画を定め、それを実現するための各種の規制・誘導、あるいは事業の実施を行うものです。

都市計画を決めるにあたっては、まず「都市」の範囲を明らかにしなければなりません。そこで、都心の市街地から郊外の農地や山林のある地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域を、「都市計画区域」として指定します。

都市計画は、県や市が定めた「都市計画マスタープラン」に基づき、(1)区域区分や用途地域などの土地利用、(2)道路・公園・下水道などの都市施設、(3)市街地整備事業、(4)地区計画等を定めます。

また、計画は決定しただけでは意味がなく、計画を実現するために、「都市計画制限」と「都市計画事業」の2つの手法が用意されています。

都市計画制限は、計画の内容に応じた規制を行い、建築行為、開発行為をコントロールするものであり、都市計画事業は官民にかかわらず、積極的に都市施設の整備や市街地開発事業を行うものです。

### (1) むつ市の都市計画の始まり

むつ市における都市計画制度としては、むつ地区においては、昭和9年(1934)に大湊都市計画区域、昭和12年(1937)に田名部都市計画区域が決定されました。その後合併により、昭和34年(1959)に大湊田名部都市計画区域として統合され、翌35年(1960)にむつ都市計画区域となりました。そして、昭和56年(1981)に現在の区域の範囲となっております。

大畠地区においては、昭和10年(1935)に旧大畠町全域が大畠都市計画区域として決定されました。その後昭和44年(1969)に区域の範囲が変更になり、平成7年(1995)に現在の区域の範囲となっております。

(2) むつ市の都市計画の決定・変更の変遷

(全てが網羅されているわけではありません)

☆むつ都市計画区域

◎ むつ市都市計画マスター プラン  
平成 7 年 3 月 策定

◎ 都市計画区域

昭和 9 年 12 月 19 日 大湊都市計画区域の決定 7,526 ha  
昭和 12 年 10 月 5 日 田名部都市計画区域の決定 17,120 ha  
昭和 34 年 9 月 1 日 大湊田名部市施行 24,646 ha  
昭和 35 年 8 月 1 日 むつ市施行 24,646 ha  
昭和 56 年 10 月 20 日 県告示  
むつ都市計画区域の変更 市全域→一部 14,394 ha  
平成 4 年 面積の変更 14,405ha (公有水面の増加)

◎ 地域地区

昭和 40 年 7 月 17 日 県告示  
むつ都市計画大湊港臨港地区の指定 約 9.36 ha  
昭和 45 年 3 月 10 日 県告示  
むつ都市計画臨港地区の変更  
商港区 94.2ha、工業港区 15.8 ha、保安港区 6.7 ha  
計 116.7 ha  
昭和 50 年 3 月 10 日 市告示  
準防火地域、用途地域、都市計画道路の変更  
平成 5 年 4 月 1 日 市告示  
用途地域、準防火地域の変更  
平成 8 年 4 月 1 日 市告示  
用途地域細分化  
平成 14 年 12 月 1 日 市告示  
用途地域変更  
(建ぺい率、容積率が 40/60→50/80)  
大湊地区 準防火地域の変更  
むつ都市計画臨港地区の変更 市決定  
重要港湾から地方港湾に変更されたため  
面積約 117ha から約 149ha

平成 15 年 8 月 15 日 市告示

用途変更の変更(真砂町)

※参考 用途地域外の建蔽率、容積率の指定

平成 16 年 4 月 1 日 施行

(平成 16 年 2 月 23 日 青森県告示)

白地地域 建ぺい率 70% 容積率 200%)

◎ 都市計画道路

昭和 13 年 5 月 4 日告示第号

大湊都市計画街路 10 路線

昭和 15 年 5 月 1 日告示第号

田名部都市計画街路 23 路線

昭和 35 年 6 月 13 日告示

大湊田名部都市計画街路変更 33 路線

昭和 37 年 3 月 1 日 告示

大湊田名部都市計画街路の名称の変更及びむつ都市計画街路の  
変更追加及び廃止 17 路線

昭和 37 年 6 月 15 日 告示 II. 2. 1

むつ都市計画街路事業及びその執行年度割の決定（本町浜町通り線）

昭和 39 年 3 月 21 日告示第 696 号 II. 2. 1

むつ都市計画街路事業の執行年度割の変更

昭和 41 年 6 月 1 日告示第 1695 号

むつ都市計画街路事業及びその執行年度割の決定

本町浜町通り線 2. 2. 1

昭和 41 年 9 月 16 日告示第 3225 号

むつ都市計画街路の変更並びに同街路事業及び  
その執行年度割りの決定 2. 2. 1

昭和 45 年 11 月 6 日県告示第 1598 号

むつ都市計画道路事業の認可の変更  
2. 2. 1 L = 1,310 → 1,940m

昭和 47 年 6 月 29 日県告示第 501 号

同 6 月 6 日市告示第 20 号  
街路の番号の変更

昭和 50 年 3 月 13 日県告示（道路の変更）

昭和 55 年 3 月 31 日市告示

むつ都市計画道路の変更

3. 5. 11 大湊浜町八森線 L = 320 → 360m

昭和 63 年 11 月 1 日 市告示

むつ都市計画道路の変更

3・5・8 横迎町明神川線 W = 12 → 16m 一部

平成 3 年 12 月 13 日県告示

むつ都市計画道路の変更

3・5・3 金曲小川町線 1,100 m<sup>2</sup> の広場を設ける

平成 8 年 11 月 15 日 県告示

むつ都市計画道路の変更 3・4・5 柳町桜木町線一部幅員の変更

むつ都市計画道路の変更 3・5・1 緑町女館線右折レーンの設置

平成 15 年 3 月 12 日 県告示

むつ都市計画道路の変更 3・3・1 大曲越葉沢線立体交差の廃止

◎ 都市公園

昭和 41 年 3 月 17 日 告示 建設省青都  
6・5・1 むつ運動公園の決定 約 13.2 ha

昭和 41 年 3 月 17 日 告示  
2・2・1 上町児童公園の決定 約 0.18 ha  
2・2・2 宇田児童公園の決定 約 0.29 ha

昭和 43 年 8 月 16 日 告示  
2・2・3 新町児童公園の決定 約 0.23 ha

昭和 44 年 5 月 20 日 告示  
2・2・4 柳町児童公園の決定 約 0.15 ha

昭和 45 年 8 月 8 日 市告示  
2.2.5 文京児童公園の決定 約 0.15 ha

昭和 46 年 4 月 1 日 市告示  
2.2.6 宇曾利川児童公園の決定 約 0.29 ha

昭和 46 年 8 月 14 日 県告示  
6.5.1 むつ運動公園の変更  
面積 13.2 ha → 約 14.3 ha

昭和 47 年 5 月 11 日 市告示  
2.2.7 むつ北児童公園の決定 約 0.25 ha

昭和 48 年 7 月 6 日 市告示  
2.2.8 小川町児童公園の決定 約 0.26 ha

昭和 49 年 6 月 20 日 市告示  
2.2.9 横迎町児童公園の決定 約 0.35 ha

昭和 52 年 2 月 15 日 県告示  
むつ都市計画墓園の決定 むつ市墓地公園 約 13.4 ha

昭和 52 年 12 月 10 日 県告示  
4.4.1 水源池公園の決定 約 5.6 ha

昭和 54 年 1 月 30 日 市告示  
2.2.10 川守児童公園の決定 約 0.38 ha

昭和 55 年 3 月 27 日 県告示  
3.3.1 代官山公園の決定 約 1.1 ha

平成 元年 12 月 11 日 市告示  
2.2.11 旭町児童公園の決定 約 0.19 ha

平成 元年 12 月 11 日 市告示  
4.4.2 金谷公園の決定 約 4.1 ha

平成 5 年 12 月 15 日 市告示  
3.3.1 代官山公園の変更 面積 1.1 ha → 約 1.7 ha  
(変更分は整備後開設予定)

◎ ごみ焼却場、汚物処理場、火葬場、卸売市場、と畜場等

昭和 38 年 2 月 5 日 告示 第号

むつ市ごみ焼却場の位置 建設省青都第 5 号 38.2.5  
むつ市大字奥内字今泉 68 番地 11,000 m<sup>2</sup>

昭和 41 年 9 月 16 日

むつ市し尿処理場の位置

むつ市大字奥内字今泉 68 番地 約 10,000 m<sup>2</sup>

昭和 45 年 7 月 14 日

むつ市と畜場の敷地の位置について

むつ市汚物処理場の敷地の位置について

昭和 48 年 9 月 19 日

むつ市卸売市場の敷地の位置について

昭和 49 年 12 月 12 日 市告示

むつ都市計画ごみ焼却場の決定 約 1.9 h r 50 t / 日

むつ都市計画し尿処理場の決定

昭和 52 年 2 月 15 日 市告示

むつ都市計画火葬場の決定

むつ市火葬場 約 0.3 ha 処理能力 2,400 件 / 年 炉 2 基

昭和 63 年 11 月 1 日 市告示第 20 号

むつ都市計画卸売市場の決定

平成 7 年 12 月 15 日 市告示第 44 号

むつ都市計画下水道の決定 1,280 ha

平成 13 年 2 月 28 日 市告示第 5 号 下北地域広域行政事務組合

むつ都市計画ごみ焼却場の変更 (仮称 アックス・グリーン)

約 23,400 m<sup>2</sup>

焼却施設 144 t / 日、資源化施設 28 t / 日

平成 14 年 12 月 1 日 市告示

むつ都市計画ごみ焼却場の変更

(仮称) アックス・グリーンからアックス・グリーン

## ☆大畠都市計画

◎ 大畠町都市計画マスタープラン  
平成 14 年 3 月  
大畠まちづくりプラン 策定

◎ 都市計画区域  
昭和 10 年 6 月 22 日

大畠都市計画区域の決定 23,663ha  
昭和 44 年 5 月 20 日 告示 建設省  
町全域→一部 1,400ha  
平成 7 年 4 月 10 日 県告示  
面積の変更 1,416ha

◎ 地域地区

昭和 50 年 12 月 1 日 町告示  
約 320ha

平成 8 年 1 月 12 日 町告示  
面積の変更 約 336ha

◎ 都市計画道路

昭和 17 年 9 月 16 日 告示  
大畠都市計画街路 10 路線  
昭和 48 年 11 月 22 日 県告示  
大畠都市計画道路の変更及び追加 6 路線  
昭和 48 年 11 月 22 日 町告示  
大畠都市計画道路の変更及び廃止 7 路線  
昭和 51 年 12 月 25 日 県告示  
大畠都市計画道路の変更 2 路線  
昭和 53 年 12 月 1 日 町告示  
大畠都市計画道路の変更 1 路線  
昭和 51 年 12 月 21 日 事業認可  
3・3・1 上野線 L = 404.0m  
昭和 53 年 8 月 22 日 事業認可  
3・3・1 上野線 L = 744.0m  
昭和 60 年 2 月 13 日 事業期間の変更  
3・3・1 上野線  
平成 2 年 2 月 21 日 事業期間の変更  
3・3・1 上野線  
平成 2 年度 事業完了  
平成 3 年 7 月 11 日 事業認可  
3・4・1 湿・松ノ木線 L = 750.0m  
平成 9 年 2 月 17 日 事業期間の変更  
3・4・1 湿・松ノ木線

平成 10 年 7 月 14 日 事業区間の延伸  
3・4・1 湿・松ノ木線 L=130.0m  
平成 11 年 2 月 16 日 事業中止

◎都市公園

昭和 44 年 2 月 17 日 告示 建設省  
2・2・1 中島児童公園の決定 約 0.18ha  
昭和 44 年 3 月 27 日 事業認可  
2・2・1 中島児童公園 約 0.18ha  
昭和 52 年 12 月 24 日 県告示  
5・4・1 大畠中央公園の決定 約 4.1ha  
昭和 52 年 12 月 24 日 事業認可（第一期分）  
5・4・1 大畠中央公園 約 4.1ha  
昭和 54 年 8 月 21 日 県告示  
公園種別の変更（地区公園へ）  
5・4・1→4・4・1 大畠中央公園  
昭和 58 年 2 月 2 日 事業期間の変更  
4・4・1 大畠中央公園

昭和 63 年 3 月 3 日 県告示  
公園種別の変更及び区域の拡張（運動公園へ）  
4・4・1→6・4・1 大畠中央公園 約 9.8ha  
昭和 63 年 3 月 24 日 事業認可（第二期分）  
6・4・1 大畠中央公園 約 5.9ha  
昭和 63 年 3 月 31 日 事業完了（第一期分）  
6・4・1 大畠中央公園  
平成 7 年 7 月 14 日 事業期間の変更  
6・4・1 大畠中央公園  
平成 13 年 1 月 26 日 事業期間の変更  
6・4・1 大畠中央公園  
平成 15 年 3 月 31 日 事業完了  
6・4・1 大畠中央公園

◎ごみ焼却場、火葬場

昭和 61 年 3 月 10 日 町告示  
焼却場の決定 大畠ごみ焼却場 約 1.1ha 処理能力 20t/日  
平成 14 年 12 月 1 日 町告示  
焼却場の決定 アックス・グリーン  
焼却施設 144 t/日、資源化施設 28 t/日  
平成 5 年 7 月 28 日 町告示  
火葬場の決定 大畠町斎場 約 0.8ha

☆ 新 む つ 市

平成 17 年 3 月 14 日

むつ市、川内町、大畠町及び脇野沢村の 4 市町村が合併。

平成 22 年 4 月 1 日 市告示

むつ市都市計画マスター プラン 策定

◎ 都市計画区域

平成 23 年 8 月 31 日 県告示

むつ都市計画区域と大畠都市計画区域を統合し、

(新) むつ都市計画区域として決定 面積 約 15,821 h a

◎ 地域地区

平成 23 年 9 月 6 日 市告示

用途地域の変更

新たに第二種中高層住居専用地域を設定

臨港地区の変更

面積約 149 h a から約 88 h a

◎ 都市計画道路

平成 21 年 8 月 31 日 県告示

むつ都市計画道路の変更 3・4・5 柳町桜木町線一部線形の変更

平成 23 年 8 月 31 日 県告示

むつ都市計画道路の変更及び廃止(県決定) 10 路線

名称等の変更 8 路線

廃止 2 路線

平成 23 年 9 月 6 日 市告示

むつ都市計画道路の変更及び廃止(市決定) 18 路線

名称等の変更 8 路線

廃止 10 路線

◎ 都市公園

平成 23 年 9 月 6 日 市告示

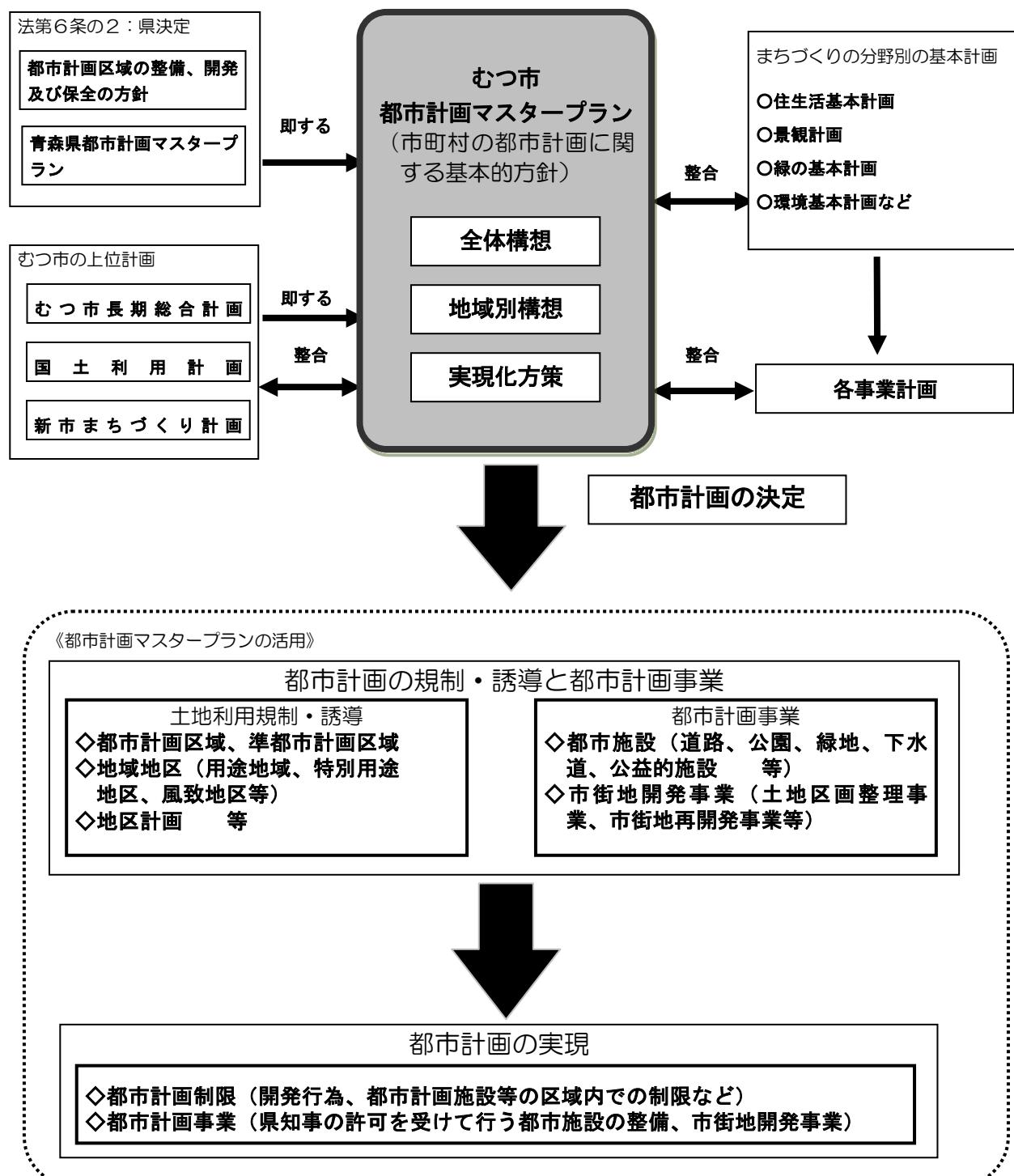
(新) むつ都市計画区域の決定に伴う、番号の変更(中島児童公園、大畠中央公園)

◎ ごみ焼却場、火葬場

平成 23 年 9 月 6 日 市告示

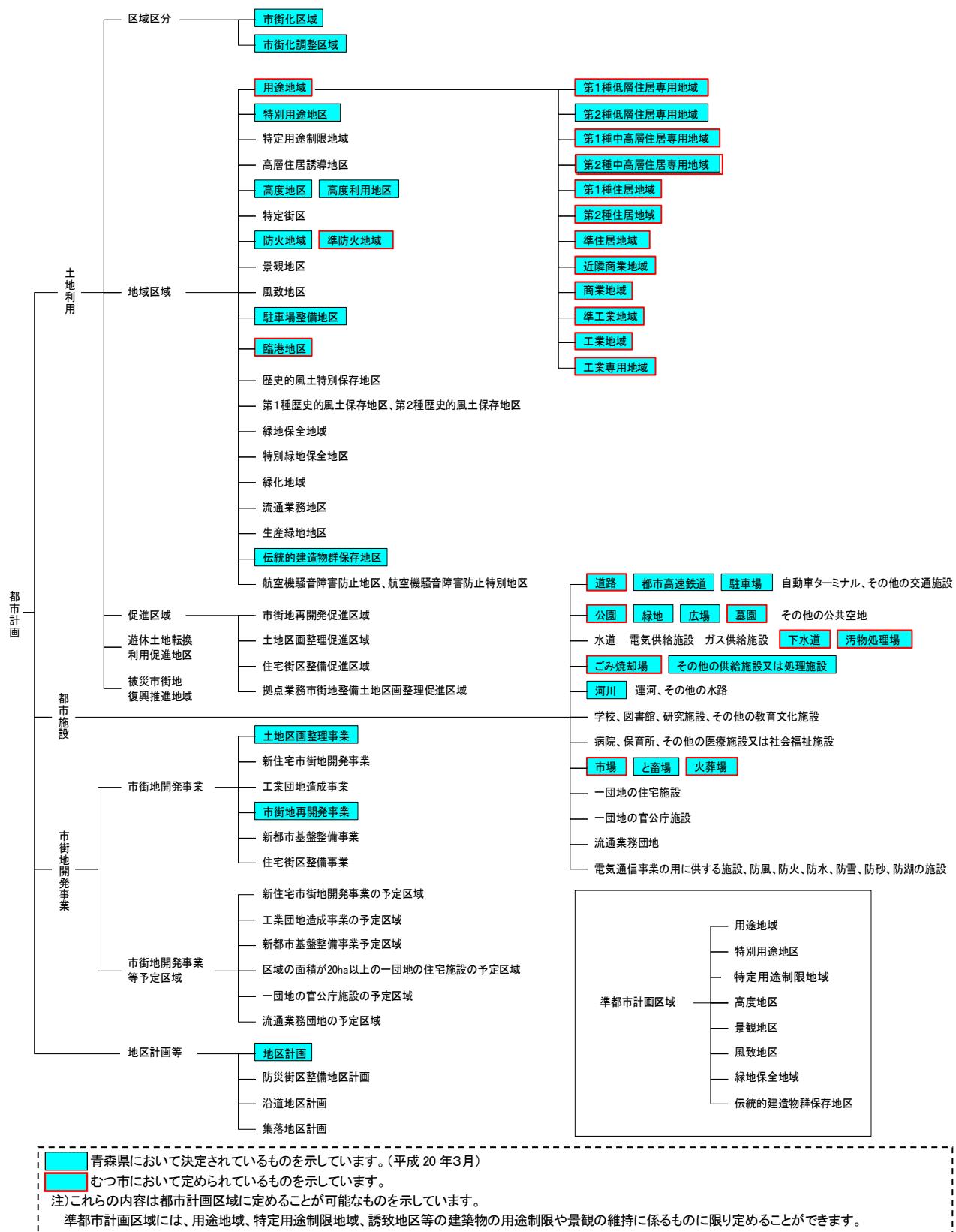
(新) むつ都市計画区域の決定に伴う、番号の変更(大畠斎場、大畠ごみ焼却場)

## (3) むつ市における都市計画の体系



【都市計画の体系図】

## (4) むつ市における都市計画の決定状況



## 2. 都市計画区域について

都市計画区域は一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき青森県が指定します。

むつ市には、むつ都市計画区域が指定されています。当区域は区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）が定められていない非線引き都市計画区域となっており、用途地域が指定されております。

なお、川内及び脇野沢地区については、都市計画区域が指定されておりません。

### むつ市の都市計画区域

名 称	面 積 (ha)	対 象 地 区	区 域 区 分	用 途 地 域
む つ	15,821	むつ地区（旧むつ市）の一部 大畠地区（旧大畠町）の一部	× 非 線 引 き	○
合 計	15,821			

※ 川内地区（旧川内町）、脇野沢地区（旧脇野沢村）に関しては、  
全 域 都 市 計 画 区 域 外

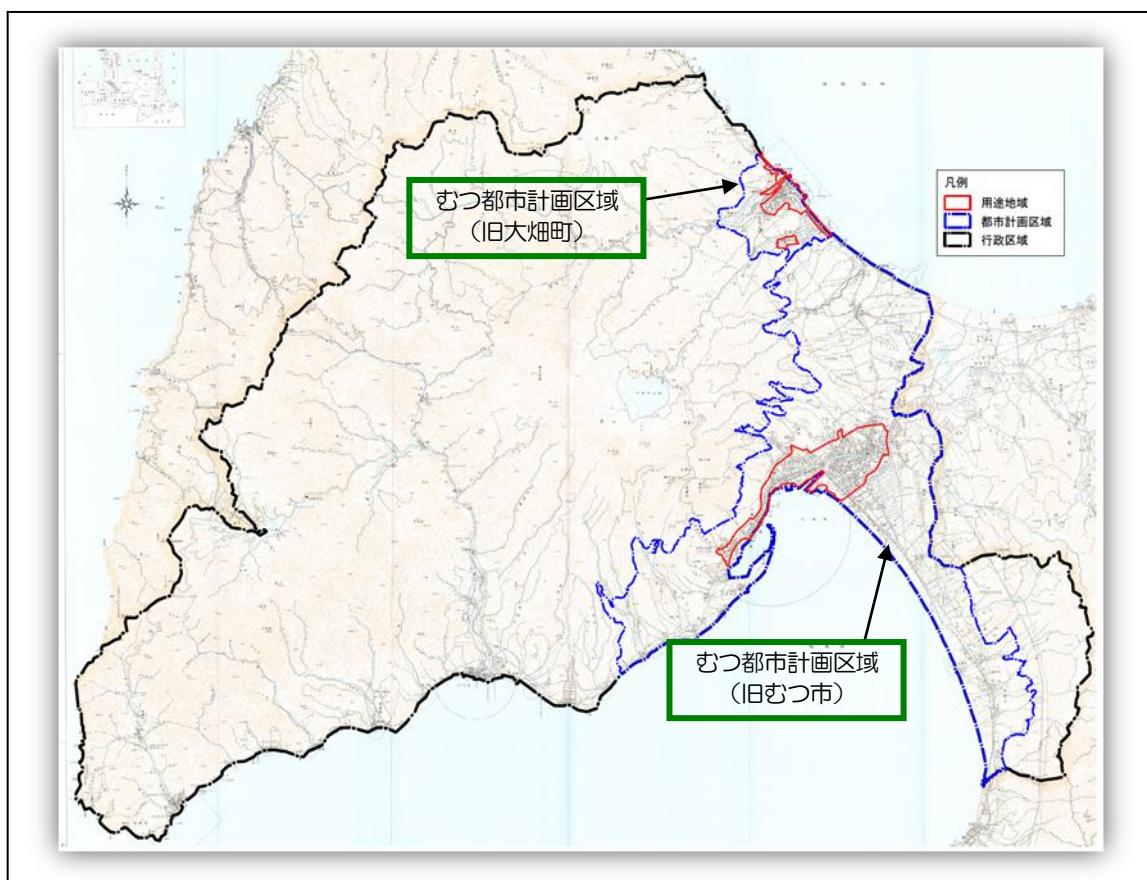


図 むつ市の都市計画区域

### 3. 都市計画マスタープラン

都市計画には、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」と、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」の2つのマスタープランがあります。

#### （1）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。（都市計画法第6条の2）

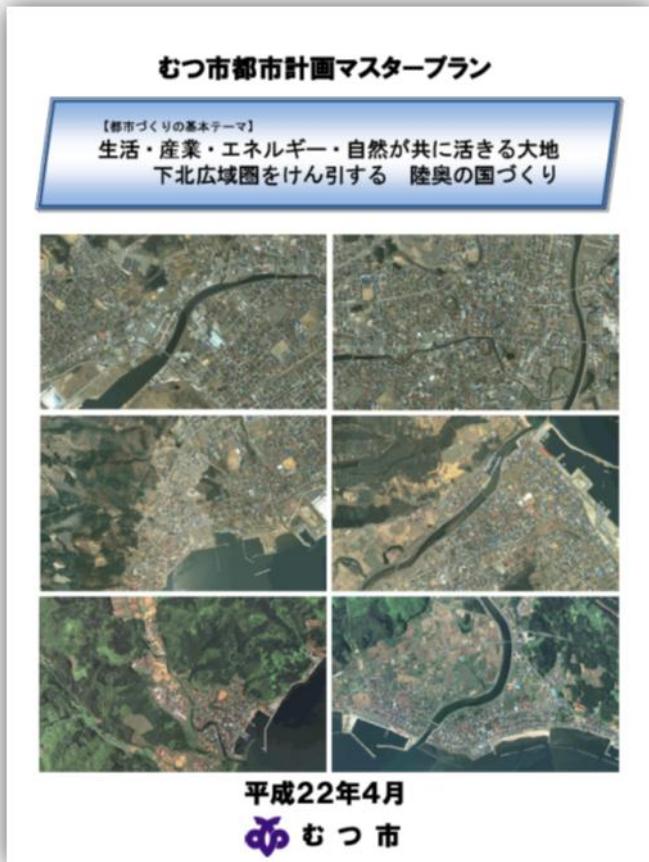
なお、青森県では、平成16年5月に「青森県都市計画マスタープラン」を決定しており、むつ都市計画区域においては、見直しをおこない、平成23年8月に変更しております。

#### （2）むつ市都市計画マスタープラン（市決定）

むつ市都市計画マスタープランは、県の都市計画マスタープランに即し、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、市町村が、より地域に密着した見地から都市計画の方針を定めるものです。（都市計画法第18条の2）

むつ市では、旧むつ市では平成7年3月に「むつ市都市計画マスタープラン」、旧大畠町では平成14年3月に「大畠まちづくりプラン」をそれぞれ策定しました。

その後の人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化してきていることや、平成17年3月に合併したことをふまえ、現在都市計画区域がない旧川内町、旧脇野沢村を含めたむつ市全域を対象とした都市計画区域の一体化、準都市計画区域の設定を見据え、平成22年4月に新たなるむつ市都市計画マスタープランの策定（見直し）を行いました。



市町村合併後初の、都市計画マスター プラン  
(都市計画区域のみならず、市全域を対象としています)

右図 将来都市構造図



(むつ市都市計画マスター プランより)

## 4. 土地利用

市街化区域と市街化調整区域の区域区分による開発行為のコントロールや用途地域などの地域地区による規制や誘導あるいは保全を都市計画では土地利用と呼んでいます。

### (1) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）（都市計画法第7条）

一般に「線引き」と呼ばれている制度で、都市の無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域を定めています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域等の土地利用計画が定められ、道路、公園、下水道等の都市施設の整備が行われます。一方、市街化調整区域は農林業の振興及び自然環境の保全のため、市街化を抑制すべき区域であり、原則として宅地開発や建築が制限されます。

むつ市では、むつ都市計画区域は「線引き」が設定されていない、すなわち市街化区域、市街化調整区域を定めていない非線引き都市計画区域となっています。



## (2) 地域地区（都市計画法第8条）

地域地区は、都市計画区域内において、都市の将来像を実現するために都市全体の観点から、土地利用を規制・誘導することによって、都市における適正かつ合理的な土地利用を実現しようとするものです。

土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るために、都市計画区域内の土地をどのような用途として利用すべきか、どの程度に利用すべきかを都市計画として定め、建築基準法等各種の個別法の規定に基づいて、建築物の用途・構造・形態等の規制及び誘導を行います。

むつ市では、以下に示す地域地区の中で①用途地域、⑤準防火地域、⑧臨港地区を定めています。

### ①用途地域等

地域地区の基本となる用途地域は、都市レベルでの土地利用の基本的な枠組みであり、良好な市街地環境の形成や、住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築基準法と相まって、建物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導するものです。

用途地域には、住居系 7 種類（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域）、商業系 2 種類（近隣商業地域、商業地域）、工業系 3 種類（準工業地域、工業地域、工業専用地域）のあわせて 12 種類が都市計画法上あります。

むつ都市計画区域では第 2 種低層住居専用地域を除く 11 種類を定めています。

### ☆白地地域について

むつ市では、むつ都市計画区域は非線引き都市計画区域ですので、用途地域が定められていない地域は、白地地域となります。

白地地域は、平成 19 年の都市計画法改正から、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設（床面積 1 万  $m^2$  超の店舗、映画館、アミューズ施設、展示場等。）の立地が制限されました。

#### ミニ知識

建ぺい率・容積率ってなあに？（家などを建築するときに関係します。）

建ぺい率 → 建築面積の敷地面積に対する割合をいう。

容積率 → 延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

## 12種類の用途地域のイメージ図

(第二種低層住居専用地域は、むつ市では決定されていません。)

<b>第一種低層住居専用地域</b>	<b>第二種低層住居専用地域</b>	<b>第一種中高層住居専用地域</b>
		
低層住宅のための地域です。 小規模なお店や事務所をかねた住宅 や、小中学校などが建てられます。	主に低層住宅のための地域です。 小中学校などのほか、150m <sup>2</sup> までの 一定のお店などが建てられます。	中高層住宅のための地域です。 病院、大学、500m <sup>2</sup> までの一定のお 店などが建てられます。
<b>第二種中高層住居専用地域</b>	<b>第一種住居地域</b>	<b>第二種住居地域</b>
		
主に中高層住宅のための地域です。 病院、大学などのほか、1,500m <sup>2</sup> ま での一定のお店や事務所など必要な 利便施設が建てられます。	住居の環境を守るための地域です。 3,000m <sup>2</sup> までの店舗、事務所、ホテ ルなどは建てられます。	主に住居の環境を守るための地域で す。 店舗、事務所、ホテル、カラオケボ ックスなどは建てられます。
<b>準住居地域</b>	<b>近隣商業地域</b>	<b>商業地域</b>
		
道路の沿道において、自動車関連施 設などの立地と、これと調和した住 居の環境を保護するための地域で す。	まわりの住民が日用品の買物などを行 うための地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場も 建てられます。	銀行、映画館、飲食店、百貨店など が集まる地域です。 住宅や小規模の工場も建てられま す。
<b>準工業地域</b>	<b>工業地域</b>	<b>工業専用地域</b>
		
主に軽工業の工場やサービス施設等 が立地する地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほ かは、ほとんど建てられます。	どんな工場でも建てられる地域で す。 住宅やお店は建てられますが、学 校、病院、ホテルなどは建てられま せん。	工場のための地域です。 どんな工場でも建てられます が、住宅、お店、学校、病院、ホテ ルなどは建てられません。

## ②特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、建築規制を強化することによって、用途地域の指定を補完して定める地区です。

## ③高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。

#### ④高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区です。

#### ⑤防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために定める地域地区であり、防火性能の高い建築物の建築を促し、火災の延焼拡大を抑制することを目的として定めています。

この地域では、建築物の規模などに応じて、耐火建築物又は準耐火建築物とするなどの制限がされています。

むつ市では、準防火地域をむつ都市計画区域の近隣商業地域（大畠地区を除く）、商業地域の全域、市役所周辺地区および新町地区の一部に指定しています。

#### ⑥風致地区

都市における自然的景観を主体とする良好な都市の風致を維持するため、市街地内の自然的景勝地や歴史的意義を有する地区等について定められ、自然景観の保全や市民レクリエーションに大きな役割をはたすものです。

この地区では、条例により、土地の区画形質の変更や建物の建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制が設けられ、例えば、建築物の高さ、建ぺい率の最高限度、壁面の位置などの制限が定められます。

#### ⑦駐車場整備地区

自動車交通が著しく輻輳する地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要がある地区として定めるもので、地区内の駐車需要に対応するため路外駐車場の整備に努める地区です。

この地区では、建物の用途や規模に応じて、条例で定められている台数分以上の駐車場を設置しなければなりません。

#### ⑧臨港地区

港湾における諸活動を円滑にし、港湾機能を十分に確保するため、港湾区域を地先水面とした港湾施設用地及びこれに関連する工場等により占められる地区に指定されています。

地区内の合理的な土地利用を図るため、港湾管理者の定める分区の区域内においては、各分区の目的に沿って建築等の行為が県の条例で規制されています。

むつ市では大湊港周辺の約88haに指定されています。

#### ⑨伝統的建造物群保存地区

文化財保護法に基づき、伝統的建造物群が周囲の環境と一体をなして形成している歴史的な風致環境を保存するために定める地区です。

この地区内においては、建物などの建築・除却、土地の区画形質の変更などの行為が条例で規制されることになります。

## 5. 都市施設(都市計画法第 11 条)

道路、公園、下水道など都市生活や都市機能の維持に不可欠な社会基盤施設の将来的な担保を図るため、その区域、規模、構造などを定めます。

都市計画決定された区域内では、将来の事業が円滑に実施できるよう建築物の建築などに一定の制限があります。

むつ市では、道路・公園・下水道・ごみ処理場などの供給処理施設や市場、火葬場などを定めています。

### (1) 道路

道路は、自動車交通などを円滑に処理する交通機能や都市全体の骨格を決めるなど市街地を形成する機能、さらには、建物や敷地への出入りの確保、災害時等における緊急・避難としての空間など、都市空間を形成する機能を有しています。

### (2) 公園・緑地

公園・緑地は、都市環境を保全する機能、災害時における避難空間として都市の防災性を向上する機能、さらには、都市で生活する皆さんのレクリエーションや自然とふれあう場としての機能など多様な機能を有しています。

### (3) 下水道

下水道は、日常生活や商店、会社などの事業所から発生する汚水や雨などの降水による雨水を排除する排水施設、これに接続する処理施設などを総称しており、汚水の排除とそれによる生活環境の改善、浸水の防除、放流先である河川や海域の水質汚濁防止などの役割を担っています。

### (4) その他の都市施設

道路、公園・緑地、下水道以外にも都市生活で必要不可欠な施設として、ごみ処理場などの供給処理施設や市場、火葬場なども定めています。



都市施設のイメージ図（国土交通省HPより）

## 6. 市街地開発事業(都市計画法第12条)

用途地域などの地域地区制度による建築規制や個別の都市施設の整備だけでは、必ずしも望ましい市街地は形成されません。そこで、都市計画として、積極的に宅地若しくは建築物と公共施設の整備を一体的、総合的に実施し、面的な市街地の整備、開発を行う手法として「市街地開発事業」があります。

### (1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、事業区域内の土地を再配置する「換地」や、権利者が公平に土地を提供し、道路、公園等の公共用地や「保留地」を生み出す「減歩」といった手法を行い、道路、公園等の公共施設を整備するとともに、宅地の利用増進を図る事業です。

#### ● 換地

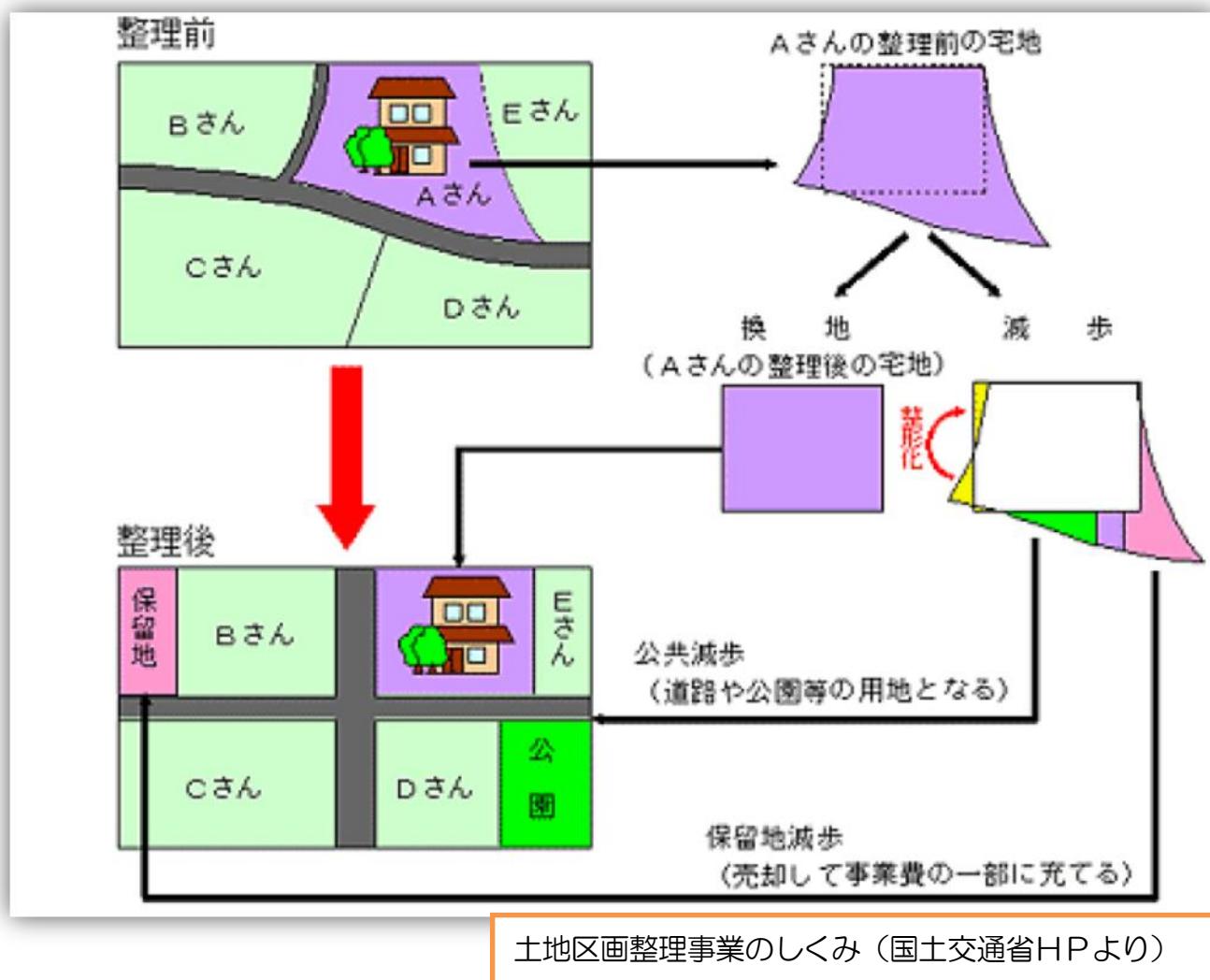
土地区画整理事業では、道路、公園等の公共施設を整備すると同時に、住民が所有している土地についても、再配置を行います。この再配置において、事業により代わりに置き換えられた土地を「換地」といいます。

#### ● 減歩

土地区画整理事業は、事業に必要な土地を地区内の土地の所有者から少しづつ提供してもらう仕組みになっており、土地の面積が事業により減少することを「減歩」といいます。

#### ● 保留地

整備された土地のうち、一部を換地として定めないで、事業費に充当するために施行者が確保し売却する土地をいいます。



## (2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、事業地区内の建築物及び建築敷地の共同化による整備と必要な道路、公園等の公共施設の整備を一体的、総合的に行うことにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業です。

土地区画整理事業が減歩・換地という平面的手法であるのに対し、市街地再開発事業は、関係権利者の従前の土地、建物等に関する権利を再開発ビルの床等に関する権利に変換する立体的な整備手法です。

## 7. 地区計画等(都市計画法第12条の4)

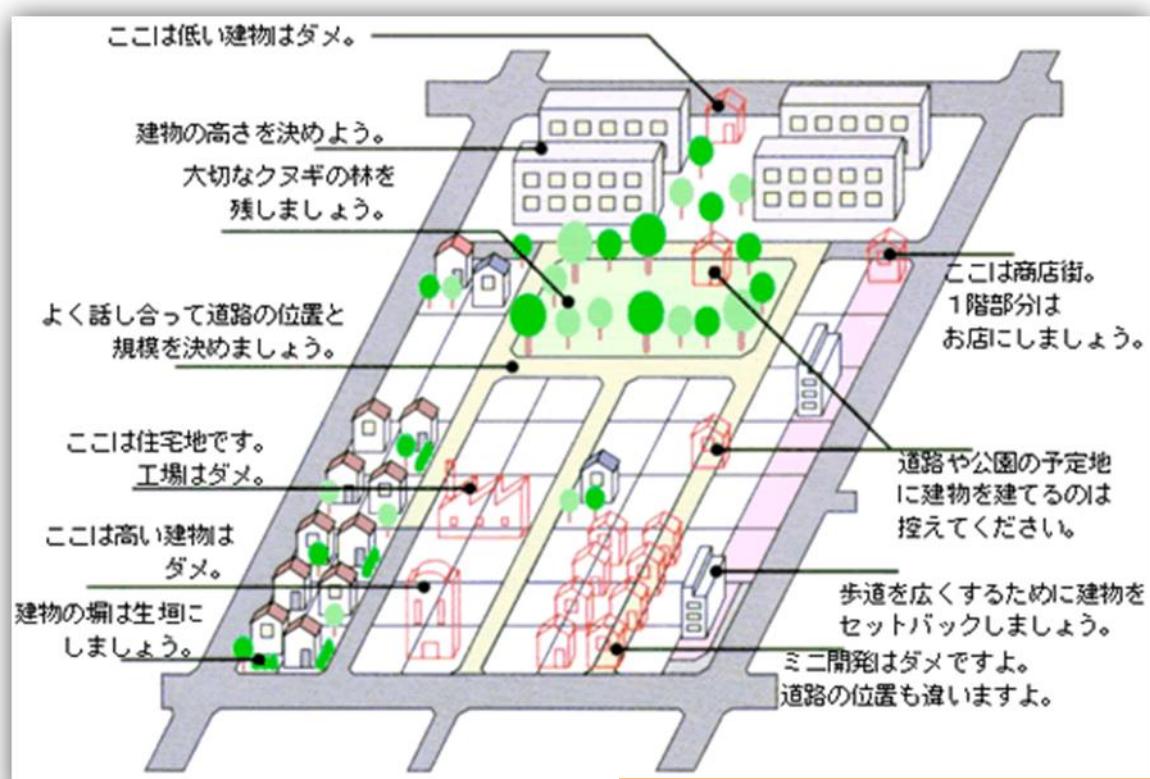
地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことから市町村が定める、「地区レベルの都市計画」です。

地区計画は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、道路・公園・緑地などの地区施設の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるものです。

地区計画は、土地所有者や権利者などの関係者の合意や意見反映を基本として策定されることから、今後の住民参加型のまちづくりの手法として、ますます重要になると考えられています。

### ●地区計画で定められるまちづくりのルール

- (1) 地区施設（道路、公園、緑地など）の配置
- (2) 建物の建て方のルール  
(用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバックなど)
- (3) 保全すべき樹林地



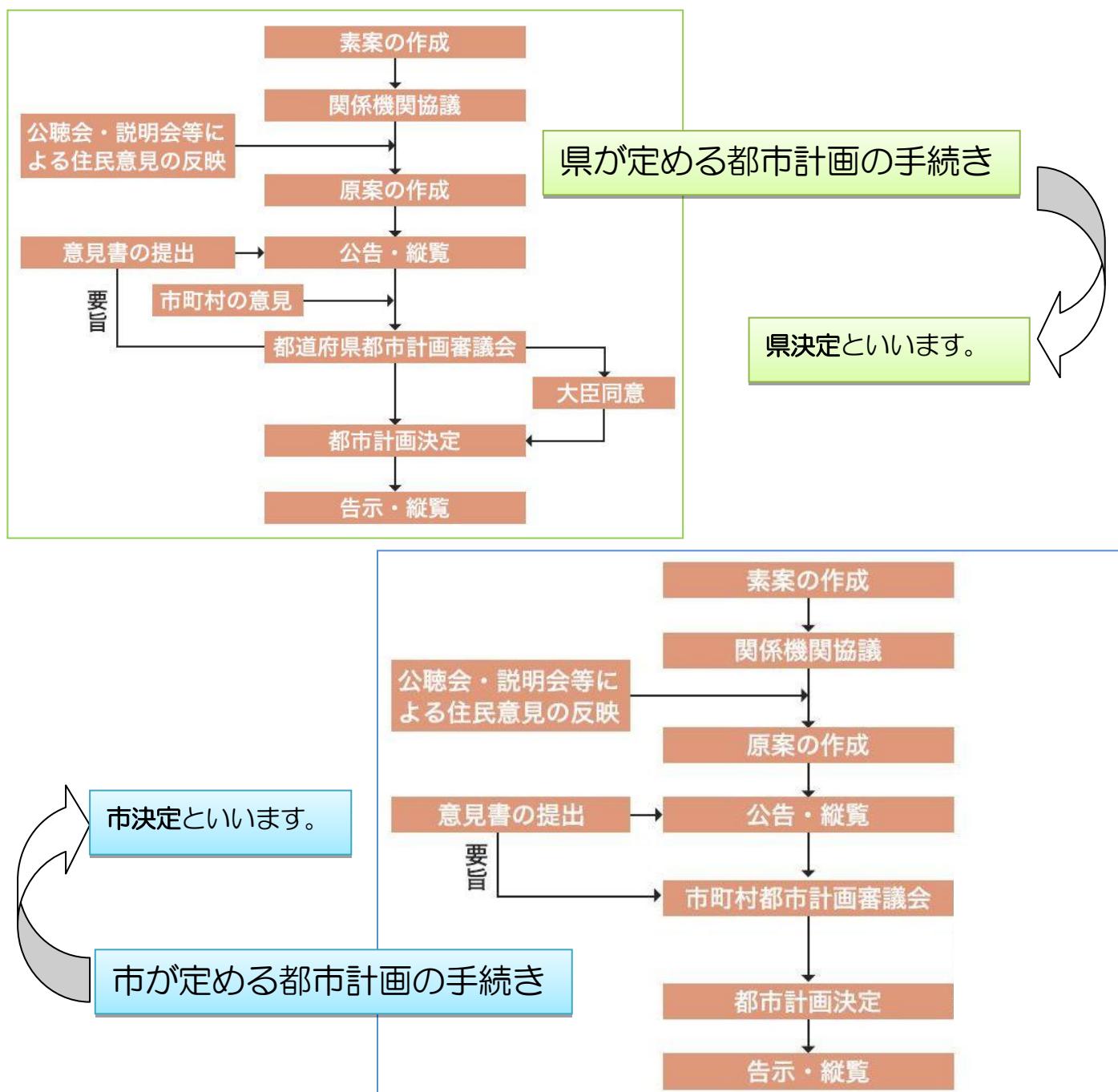
地区計画のイメージ図（国土交通省HPより）

むつ市では、都市計画法第16条第2項の規定に基づく、地区計画案の作成のために区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係者を有する者への案の提示方法及び意見の提出方法についての条例（[むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例](#)平成19年12月27日施行）が定められています。

## 8. 都市計画の決定手続き

都市計画法では都市計画決定の手続きとして、都市計画法第16条に基づく住民の意見を反映させるために必要に応じて公聴会や地元説明会を開催すること、都市計画法第17条に基づく住民に対して計画案の縦覧を行い、住民や利害関係人から意見を受け付けること(17条縦覧)、計画案を県や市の都市計画審議会に付議すること(都市計画法第18条、第19条)と定められています。特に地区計画を決定する場合は、関係権利者の意見を聞いたうえで案を作成すること(16条縦覧)が義務づけられています。

都市計画の決定は、その種類や規模によって、県が行うものと市町村が行うものとがありますが、それぞれの一般的な手続きの流れはおおむね次のとおりです。



## 9. 都市計画制限

土地利用、都市施設、市街地開発事業あるいは地区計画を都市計画決定すると、そこには法に基づく制限、いわゆる都市計画制限がかかってきます。

### (1) 開発許可制度

都市計画区域及び都市計画区域外の区域で、一定規模以上（下表参照）の土地において、開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。

開発予定地が属する区域		許可が必要な規模	備考
区 都 域 内 市 計 画 域 内 画	都 非 市 計 画 線 引 区 域 き	むつ都市計画区域内 3, 000m <sup>2</sup> 以上	用途地域により、建築物等の用途が制限されます。
都市計画区域外 (むつ・大畠の一部、 川内全域、脇野沢全域)		10, 000m <sup>2</sup> 以上	用途地域が無いため、 建築物の用途の制限が ありません。

### (2) 地域地区による制限

前にも述べたように、建築確認などの手続きを通して、建物の用途・容積率・建ぺい率・高さ・構造などがその地域地区に適合しているかどうかチェックされます。

※参考資料：用途地域による建築物の用途制限比較表をご覧ください。

### (3) 都市計画施設や市街地開発事業の施行区域内の制限

一般に「53条の制限」などと呼ばれていますが、都市施設や市街地開発事業を都市計画決定すると、将来の事業施行に支障を及ぼすおそれのある堅牢な建築物や大規模な建築物は建てられなくなります。

都市計画道路などは長期的な視野にたって計画されるものであり、整備完了までには相当期間要することがあります。そのため、道路ができる予定になっている土地において建築を行う際には、都市計画法（第54条）で建築物の構造上の制限が設けられており、事前にむつ市長の許可（第53条）が必要になります。

#### (4) 地区計画による制限

地区計画で道路・公園・緑地などの地区施設の配置や建築物の用途・構造などに関する事項を一体的に定め、かつ、条例で建築物の用途・構造に関する事項が定められた区域においては、地区計画に適合しない開発行為や建築行為は認められません。

むつ市においては、現在のところ地区計画を定めている地区はありません。

### 10. 都市計画事業

都市計画として定められた都市施設や市街地開発事業は、原則的に都市計画事業として施行されます。

都市計画決定は、それがすぐに事業化されることを意味しているのではなく、将来の計画を対外的に示し、都市計画制限によって事業の困難化を防ぐものであって、事業の開始は都市計画法の第59条に規定する認可や承認をもって正式なものとなります。

都市計画事業は、原則として県知事の承認を受けて市町村が施行することになりますが、事業費や技術力などの面で市町村による施行が困難な場合、機能の広域性などから市町村で施行することが不適当な場合、あるいは国の利害に重大な関係がある場合などは、県や国の機関がそれぞれ国土交通大臣の認可や承認を受けて施行することができます。

また、都市計画事業は土地収用法の収用対象事業とみなされますし、事業地には都市計画法第53条の制限よりも更に厳しい制限が課せられるなど、用地確保のための便宜が与えられています。しかし、その一方で、施行者は事業の周知措置を講じるとともに、一定の場合に土地所有者からの買取請求権を認めるなど、地権者の保護、救済を図っています。

### 11. 都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）

#### • 都市再生整備計画について

都市再生整備計画とは、「都市再生特別措置法」に基づいて、市町村が作成するまちづくりの計画です。これは、都市の再生が必要な土地の区域において、まちづくりの目標やその達成のために必要な事業等が記載され、地域の創意工夫が反映された総合的なまちづくりの計画となります。

また、都市再生整備計画に基づいて実施される事業について、事業費の一部に「まちづくり交付金」が国から交付されます。（俗に「まち交」と呼ばれています。）

#### • まちづくり交付金の目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする交付金です。

・制度の概要

まちづくり交付金の交付期間は、おおむね3年から5年です。

まちの課題	現状における課題・問題点を抽出し、まちづくりの目標、改善策案の検討
↓	
都市再生整備計画の作成	地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業が記載された都市再生整備計画を作成
↓	
まちづくり交付金の交付	都市再生整備計画が 都市再生基本方針 に適合している場合、年度ごとに交付金が交付されます。
↓	
事業終了	
↓	
事後評価 (市民に公表)	交付期間終了時、市は目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、その結果を公表します。（新たに浮き彫りになった課題への対応策を検討し、今後のまちづくりに活かします：PDCA サイクルによる、改善策の検討・実施）

・基幹事業・提案事業・関連事業とは

まちづくり交付金事業の 特徴として、基幹事業・提案事業・関連事業があります。  
(交付金対象は、基幹事業と提案事業のみで、関連事業は目標達成に資する事業として都市再生整備計画に記載できます)

○基幹事業について

道路、公園、下水道、地域交流センターなどまちの基幹となる施設等の整備に関する事業です。（従来の国交省の補助事業）

○提案事業について

社会実験、まちづくり活動、従来の補助要件を満たさなかった施設整備など市町村の提案に基づく事業です。（例外はあります）

まちづくり交付金事業は、従前のような個別補助事業だけでなく、地域の実情を踏えた提案事業を活用することで、まちづくりに必要な事業の一体的な実施が可能となります。

- ・社会資本整備総合交付金とは

社会資本整備総合交付金は、平成22年度に創設された新交付金です。これは、第1章の活力創出基盤整備（道路・港湾）、第2章の水の安全・安心基盤整備（治水・下水道・海岸）、第3章の市街地整備（都市公園・市街地整備・広域連携等）、第4章の地域住宅支援（地域住宅計画に基づく事業等・地域の住環境整備事業）といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき実施される事業への交付金です。

まちづくり交付金事業は、第3章の市街地整備の都市再生整備計画事業として位置づけられています。（このことから、タイトルでは従来のまちづくり交付金事業という記載をしています。）

- ・都市再生整備計画の策定地区

都市再生整備計画は都市再生特別措置法第46条第13項の規定により公表することとなっています。

#### 現在の策定済み地区

地区名	新規採択・変更年月日	計画期間
北の防人大湊地区	H23.3	H23年度～27年度

## 12. 景観

### (1) 景観とは

「景観」とは、街並みやたたずまいなどの、眺められる“対象”を示す「景」という文字と、それらを眺める”主体”である人間の感覚を表す「観」という文字が組み合わされた言葉です。

景観の要素は山なみや川、樹木や田園といった自然的風景から、住宅街、ビル群などの人工的風景まで、視覚として映し出される全てのもののほか、花の香り、小川のせせらぎ、雪の冷たさなど視覚以外で感じられる要素も含まれます。

また、景観はそこに初めから存在していたものを含め、様々な外的・内的な要因により出来上がったものです。例えば、自然現象によるもの、また、人々の営みによりつくれたものが複雑に絡み合い、そこだけにある景観となりました。

これらの要素を通して、わたしたちはここで景観を、単にもの、風景、眺めといった事象だけにとどまらず、それを観るという行為、あるいはその人、様々な営みをも含めた一体のものとして捉えることとします。

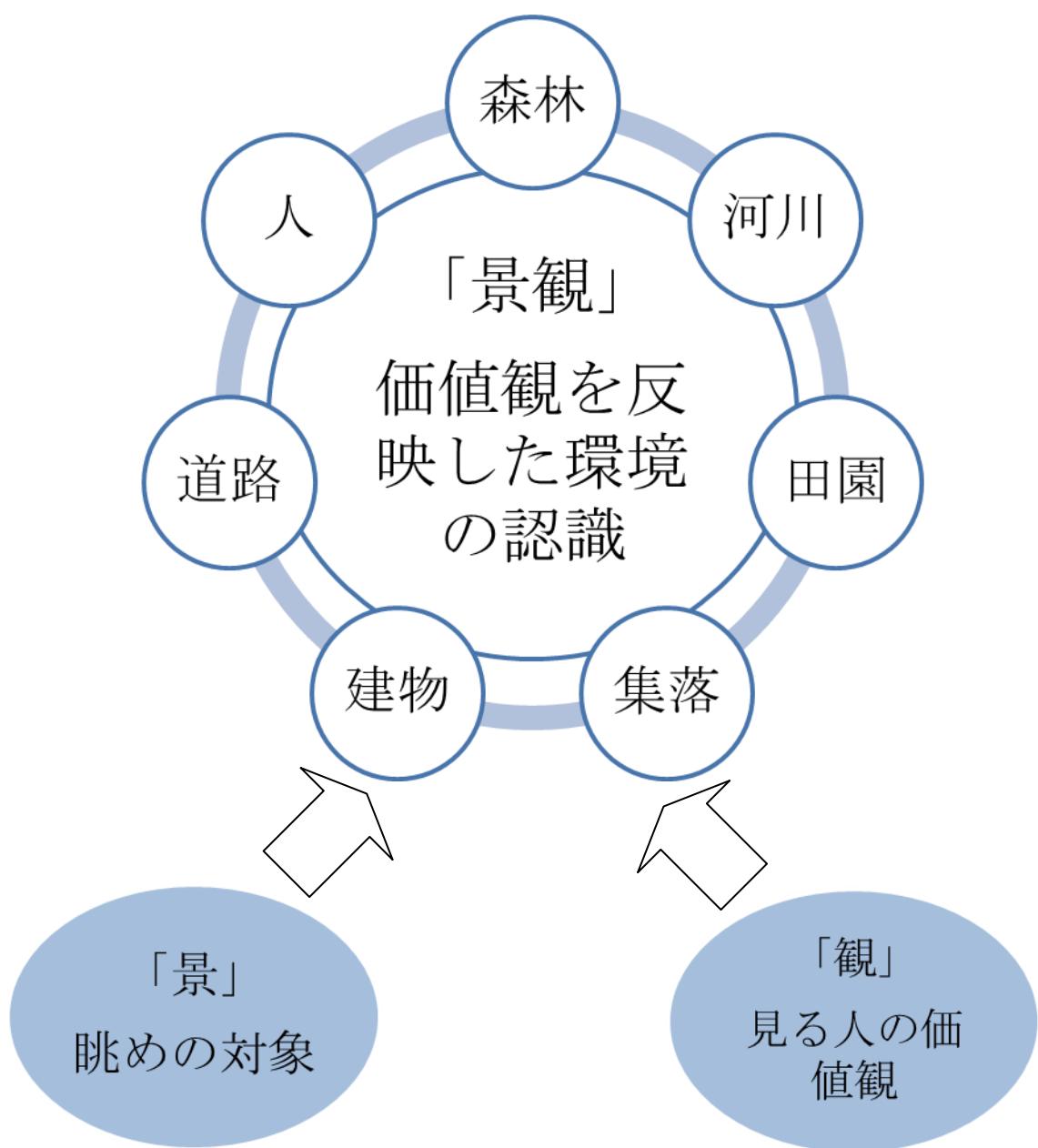
そして、そこに映し出される景観は全ての人に影響を与え、また、日々の生活に反映されるものであり、自ずと一定の秩序が必要となります。

そこに住んでいると気づきにくいものかもしれません、それぞれのまちには、固有の表情、イメージがあるものです。

景観を見え方の類型で考えた場合、同じ対象物を見る場合でも、近くで見るとき（近景）と、離れて見るとき（遠景）、その中間で見るとき（中景）では、印象が全く違います。

同じく、対象物をどの角度、方向から見るか、背景に何があるかによっても、また、季節の変化、時間の変化によっても景観は違った印象を受けます。

このように、同じものを見ても様々な印象を与えるのが景観です。



景観の概念図

## (2) 景観法とは

近年、人々の価値観は量的充実から質的向上へと変化し、景観に対する意識が高くなっています。そのため、今まで以上に個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められるようになってきました。

我が国は地域による気候・風土の多様性や四季の変化に富み、水と緑の豊かな美しい自然景観・風景に恵まれており、その美しさは海外からも高い評価を得ています。しかし、国土づくり、まちづくりにおいては、経済性や効率性、機能性を重視したため、美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られる状況となっています。

このような背景の中、都市・農山漁村等における良好な景観を形成するため、我が国で初めての総合的な法律として、『景観法』が平成16年6月に制定されました。

この『景観法』の中で、景観行政団体は、「景観計画」を策定し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた施策を行うものとしています。

現在、青森県内において、青森県、青森市、八戸市、弘前市が景観行政団体になっています。（むつ市は景観行政団体ではありません）

上記3市の行政区域を除いて、むつ市の行政区域も含む県内全域では青森県が景観行政団体であり、景観計画区域となっています。ただし、景観法に基づいて市町村の独自の景観づくりを進めていくには、景観行政団体になるのが望ましいとされています。

## (3) 景観計画とは

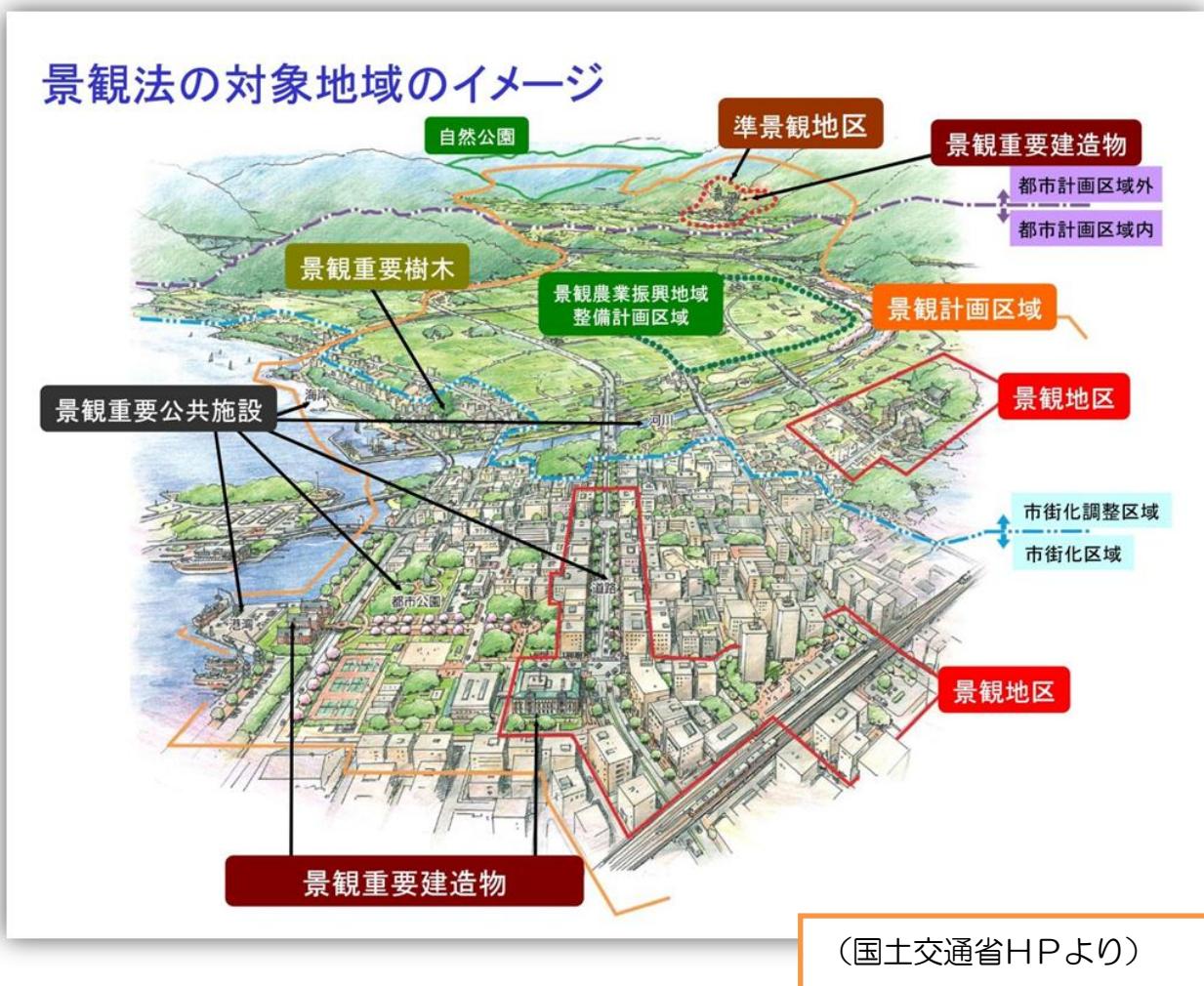
景観行政団体が、景観行政を進める基本的な計画で、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある区域等について定めることができるものです。

また、景観は、地域での生活や市民の活動が目に見える形となって表れたものであり、景観を良くしていくことは、快適で過ごしやすく美しいまちをめざすまちづくりそのものでもあります。

そのため、景観に着目したまちづくりを通じて、地域の魅力を高めていくとともに、次代を担う子どもたちの「まち」への愛着心を育んでいくことが期待されます。

このようなまちづくりでは、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から身近な地域やまち全体の景観のあり方について考え、協働で取り組んでいくことが重要となります。

むつ市でも、景観計画策定にあたっては市民協働による策定を行う予定です。



## 13. 屋外広告物

### (1) 屋外広告物とは

- ① 常時または一定の期間継続して ② 屋外で ③ 公衆に表示されるものであって、  
④ 看板、立看板、はり紙およびはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいいます。

(屋外広告物法第 2 条第 1 項)

屋外広告物というと、営利目的の商業廣告がすぐ思い浮かびますが、営利を目的としないものであっても、上記①から④のすべての要件を満たしていれば、屋外広告物に該当します。

また、文字により表示されたものだけでなく、絵・商標・シンボルマークなどの一定の概念・イメージなどが表示されているものも屋外広告物に含まれます。

### (2) 屋外広告物に該当するものの例

1. 建築物の外壁、塀などにおける絵画、イラストの表示
2. 日よけに表示した文字、絵画など
3. 電光ニュース板
4. 目的地への案内誘導標識 など

### (3) 屋外広告物に該当しないものの例

1. 街頭演説等ののぼり旗など一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
2. 建築物や自動車の窓ガラスなどの内側から表示されるもの
3. 街頭で配布されているチラシなどの定着性のないもの
4. 工場、野球場、遊園地などで、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
5. 駅や乗船場、空港などの改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物
6. 単に光を発するもの（サーチライト、文字のない単一色の板への照明）
7. 音響広告

### (4) 屋外広告物条例について

むつ市では「青森県屋外広告物条例」に基づき、① 良好的な景観若しくは風致の維持 ② 公衆に対する危害の防止 ③ 地域の良好な景観の形成 を目的とし、屋外広告物の掲出等の規制を行っています。

屋外広告物については、その種類や掲示する場所などにより、表示などに関する許可基準が異なります。

## 14. むつ市の都市計画のデータ

14-1. 用途地域による建築物の用途制限比較表

14-2. 市域及び人口

14-3. 都市計画決定概要一覧

14-4. 都市計画区域変遷

14-5. 都市計画の種類と決定権者

14-6. 用途地域等

14-7. 準防火地域（むつ地区のみ）

14-8. 臨港地区（むつ地区のみ）

14-9. 都市施設

14-9-1. 道路

14-9-2. 公園・緑地

14-9-3. 汚物処理場

14-9-4. ごみ焼却場

14-9-5. 市場

14-9-6. 火葬場

14-9-7. 公共下水道

## 14-1. 用途地域による建築物の用途制限比較表（その 1：住宅・店舗・事務所等）

平成 23 年 9 月 6 日現在（むつ市）

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種居住地域	第二種居住地域	準居住地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられるもの ×：建てられないもの ①、②、③、▲：面積、階数等 の制限あり													備 考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が 50m <sup>2</sup> 以下かつ建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	× 非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150m <sup>2</sup> 以下	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	③
	店舗等の床面積が 150m <sup>2</sup> を超え、 500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	③
	店舗等の床面積が 500m <sup>2</sup> を超え、 1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	②	○	○	○	○	○	○	○	○	③
	店舗等の床面積が 1,500m <sup>2</sup> を超え、 3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	③
	店舗等の床面積が 3,000m <sup>2</sup> を超え、 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	③
事務所等	事務所等の床面積が 150m <sup>2</sup> 以下	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 150m <sup>2</sup> を超え、 500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500m <sup>2</sup> を超え、 1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500m <sup>2</sup> を超え、 3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3,000m <sup>2</sup> 以下
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000m <sup>2</sup> 以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	10,000m <sup>2</sup> 以下に限る
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	10,000m <sup>2</sup> 以下に限る
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	×	10,000m <sup>2</sup> 以下に限る ▲客席 200m <sup>2</sup> 未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場等を除く

本表は建築基準法別表第 2 の概要であり、全ての制限について記載したものではない。

むつ市の都市計画 2011 平成23年12月版

14-1. 用途地域による建築物の用途制限比較表（その2：大規模集客施設・公共施設等）

平成23年9月6日現在（むつ市）

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられるもの ×：建てられないもの ①、②、③、▲：面積、階数等 の制限あり													備考
大規模	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬票券販売所、車券売場、勝船投票権発売所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600m以下
	自動車教習所	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000m以下

本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について記載したものではない。

## 14-1. 用途地域による建築物の用途制限比較表（その3：工場・倉庫等）

平成23年9月6日現在（むつ市）

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられるもの ×：建てられないもの ①、②、③、▲：面積、階数等 の制限あり													備 考
工 場 ・ 倉 庫 等	単独車庫（付属車庫を除く）	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300m以下 2階以下
	建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1／2以下かつ備考欄に記載の制限	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①600m以下 1階以下 ②3,000m以下 2階以下 ③2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり											
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15m <sup>2</sup> を超えるもの）	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000m以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50m <sup>2</sup> 以下	×	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれ が非常に少ない工場	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれ が少ない工場	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50m <sup>2</sup> 以下 ②150m <sup>2</sup> 以下
	危険性や環境を悪化させるおそれ がややある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境 を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
自動車修理工場		×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50m <sup>2</sup> 以下 ②150m <sup>2</sup> 以下 ③300m <sup>2</sup> 以下 原動機の制限あり
火薬、石 油類、ガ スなどの 危険物の 貯蔵・処 理の量	量が非常に少ない施設	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500m <sup>2</sup> 以下 2階以下 ②3,000m <sup>2</sup> 以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要											建築基準法第51条参照

本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について記載したものではない。

## 14-2. 市域及び人口

## (1)市域面積及び人口

(旧むつ市)

各年 10 月 1 日現在

	面積 km <sup>2</sup>	人口 人	人口密度 人／km <sup>2</sup>	備 考
昭和 9 年	75.26	※1) 9,673	128.5	旧大湊町 大湊都市計画区域の決定
昭和 12 年	171.20	※1) 12,737	74.4	旧田名部町 田名部都市計画区域の決定
昭和 34 年	246.46	39,200	159.1	旧大湊田名部市 大湊田名部都市計画区域の決定
昭和 35 年	246.46	38,312	155.4	旧むつ市 むつ都市計画区域に名称変更
昭和 56 年	246.51	48,190	195.5	むつ都市計画区域の変更 市全域 → 一部

※1) 昭和 10 年 10 月 1 日国勢調査による人口

(旧大畠町)

各年 10 月 1 日現在

	面積 km <sup>2</sup>	人口 人	人口密度 人／km <sup>2</sup>	備 考
昭和 10 年	236.63	9,093	38.4	大畠都市計画区域の決定
昭和 44 年	236.63	※2) 12,867	54.4	大畠都市計画区域の変更 町全域 → 一部
平成 7 年	※3) 235.59	10,524	44.7	都市計画区域面積の変更

※2) 昭和 45 年 10 月 1 日国勢調査による人口

※3) 昭和 63 年に計測基図を切り替えた（縮尺 1/50,000→1/25,000）ため面積値が減少。

(現むつ市)

各年 10 月 1 日現在

	面積 km <sup>2</sup>	人口 人	人口密度 人／km <sup>2</sup>	備 考
平成 17 年	863.78	64,052	74.2	大畠町、川内町、脇野沢村と合併
平成 18 年	863.79	63,251	73.2	
平成 19 年	863.79	62,345	72.2	
平成 20 年	863.79	61,749	74.2	

(現むつ市)

各年 10 月 1 日現在

	面積 km <sup>2</sup>	人口 人	人口密度 人／km <sup>2</sup>	備 考
平成 21 年	863.79	61,249	70.9	
平成 22 年	863.79	61,053	70.7	
平成 23 年	863.79	61,066	70.7	

## (2) 人口集中地区（面積・人口推移）

(むつ)

各年 10 月 1 日現在

年次	面 積 ( km <sup>2</sup> )			人 口 ( 人 )			人口密度 ( 1 km <sup>2</sup> あたり )	
	全市域	人口集中地区	全市域に対する割合(%)	全市域	人口集中地区	全市域に対する割合(%)	全市域	人口集中地区
S40	864.94	6.0	0.7	66,191	14,425	21.8	76.5	2,404.0
S45	864.94	3.0	0.3	66,447	15,585	23.5	76.8	5,195.0
S50	864.99	3.9	0.5	69,119	19,703	28.5	79.9	5,052.1
S55	865.09	5.5	0.6	71,567	23,352	32.6	82.7	4,245.8
S60	865.59	6.4	0.7	71,857	25,606	35.6	83.0	4,000.9
H2	※863.52	6.9	0.8	68,637	25,407	37.0	79.5	3,682.2
H7	863.68	6.7	0.8	67,969	25,306	37.2	78.7	3,765.8
H12	863.72	6.97	0.8	67,022	25,785	38.5	77.6	3,699.4
H17	863.78	7.08	0.8	64,052	24,629	38.5	74.2	3,478.7

(大畠)

各年 10 月 1 日現在

年次	面 積 ( km <sup>2</sup> )			人 口 ( 人 )			人口密度 ( 1 km <sup>2</sup> あたり )	
	全市域	人口集中地区	全市域に対する割合(%)	全市域	人口集中地区	全市域に対する割合(%)	全市域	人口集中地区
S40	864.94	1.0	0.1	66,191	7,467	11.3	76.5	7,467.0
S45	864.94	1.1	0.1	66,447	6,925	10.4	76.8	6,295.5
S50	864.99	1.5	0.2	69,119	8,314	12.0	79.9	5,542.7
S55	865.09	1.8	0.2	71,567	7,806	10.9	82.7	4,336.7
S60	865.59	1.7	0.2	71,857	7,118	9.9	83.0	4,187.1
H2	※863.52	1.8	0.2	68,637	5,487	8.0	79.5	3,048.3
H7	863.68	1.7	0.2	67,969	5,279	7.8	78.7	3,087.1
H12	863.72	—	—	67,022	—	—	77.6	—
H17	863.78	—	—	64,052	—	—	74.2	—

注) 全市域の数値については、むつ市 4 地区（むつ、川内、大畠、脇野沢）計

※ 昭和 63 年に計測基図を切り替えた（縮尺 1/50,000→1/25,000）ため面積値が減少。

## 14-3. 都市計画決定概要一覧

平成 23 年 9 月 6 日現在

都市計画区域名称		む つ	摘要
行政区域		86,379ha	
都市計画区域		15,821ha	
区分	種別	一	
地域区	用途地域	1,616ha	
	準防火地域	102ha	商業地域・近隣商業地域（大畠は除く）、市役所周辺地区・新町地区の一部に指定
	臨港地区	88ha	大湊港
市施設	道路	47,340m	決定延長
	"	32,940m	改良済延長
	公園	51.8ha	むつ地区：16 力所 大畠地区：2 力所
	下水道 (公共下水道)	1,575ha	むつ：1,280ha 大畠：295ha
	ごみ焼却場	3.4ha	むつ：1 力所 大畠：1 力所
	汚物処理場	2.2ha	1 力所
	市場	4.5ha	1 力所
	火葬場	1.1ha	むつ：1 力所 大畠：1 力所

※注意：早掛沼公園は上記公園に含まれていない。（都市計画決定によらない都市公園。）

## 14-4. 都市計画区域変遷

## (1) むつ都市計画区域

決 定 年 月 日	区域面積 (ha)	備 考
昭和9年12月19日	7, 526ha	大湊都市計画区域
昭和12年10月5日	17, 120ha	田名部都市計画区域
昭和34年9月1日	24, 646ha	大湊田名部都市計画区域
昭和35年8月1日	24, 646ha	むつ都市計画区域に名称変更
昭和56年10月20日	14, 394ha	むつ都市計画区域の変更 市全域→一部
平成23年8月31日	15, 821ha	大畠都市計画区域を統合

※参考 平成4年 14, 405ha (公有水面の増加)

## (2) 大畠都市計画区域

決 定 年 月 日	区域面積 (ha)	備 考
昭和10年6月22日	23, 663ha	旧大畠町全域
昭和44年5月20日	1, 400ha	大畠都市計画区域の変更 町全域→一部
平成7年4月10日	1, 416ha	面積の変更

## 14-5. 都市計画の種類と決定権者

平成 23 年 8 月 2 日現在

都市計画の種類			決定権者	備考
○都市計画区域			県(大臣同意)	法5-1~3
準都市計画区域			県(大臣同意)	法5の2-1
土 区域 区分		市街化区域・市街化調整区域	県(大臣同意)	法15-1-2
利 用 区	地 域	○用途地域	市	法15-1
		特別用途地区	市	"
		特定用途制限地域	市	"
		特例容積率適用地区	市	"
		高層住居誘導地区	市	"
		高度地区	市	"
		高度利用地区	市	"
		特定街区	市	"
		都市再生特別地区	県(大臣同意)	法15-1-4
		○防火地域及び準防火地域	市	法15-1
		特定防災街区整備地区	市	"
		景観地区	市	"
		風致地区(10ha以上)	県(大臣同意)	法15-1-5、令9-1-2
		風致地区(10ha未満)	市	法15-1
		駐車場整備地区	市	"
		臨港地区(重要港湾)	県(大臣同意)	法15-1-4
		○臨港地区(その他)	市	法15-1
		緑化地域	市	"
		流通業務地区	県(大臣同意)	法15-1-4
		生産緑地地区	市	法15-1
		伝統的建造物群保存地区	市	"

## 14-6. 用途地域等

## (1) 用途地域の現況

平成 23 年 9 月 6 日現在

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	建築物の高さの限度	構成比
第一種低層住居専用地域	約 547ha	8/10 以下	5/10 以下	10m	33.9%
第一種中高層住居専用地域	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	—	13.8%
第二種中高層住居専用地域	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	1.3%
第一種住居地域	約 320ha	20/10 以下	6/10 以下	—	19.8%
第二種住居地域	約 107ha	20/10 以下	6/10 以下	—	6.6%
準住居地域	約 41ha	20/10 以下	6/10 以下	—	2.5%
近隣商業地域	約 60ha	20/10 以下	8/10 以下	—	3.7%
商業地域	約 36ha	40/10 以下	8/10 以下	—	2.2%
準工業地域	約 95ha	20/10 以下	6/10 以下	—	5.9%
工業地域	約 31ha	20/10 以下	6/10 以下	—	1.9%
工業専用地域	約 135ha	20/10 以下	6/10 以下	—	8.4%
合計	約 1,616ha	—	—	—	100%

☆白地地域：むつ都市計画区域内の用途地域が定められていない地域  
 建築物の容積率は 20/10 以下  
 建築物の建ぺい率は 7/10 以下 となっている。

## 14-7. 準防火地域

平成 23 年 9 月 6 日現在

決定告示年月日 番 号	面 積	備 考
昭和 50 年 3 月 10 日 むつ市告示 第 9 号	約 85 ha	近隣商業地域、商業地域に指定
平成 5 年 4 月 1 日 むつ市告示 第 22 号	約 102 ha	用途地域の変更に伴う区域の範囲の変更
平成 14 年 12 月 1 日 むつ市告示 第 39 号	約 102 ha	用途変更に伴い、新たに商業地域となる区域への指定による変更（大湊地区）

## 14-8. 臨港地区

平成 23 年 9 月 6 日現在

名 称	決定告示年月日 番 号	面 積	備 考
大 湊 港	昭和 40 年 7 月 17 日 建設省告示第 1894 号	約 9 ha	
	昭和 45 年 3 月 10 日 青森県告示第 140 号	約 117 ha	区域の範囲の変更
	平成 14 年 12 月 1 日 むつ市告示第 41 号	約 149 ha	重要港湾から地方港湾へ変更のため、市決定 区域の範囲の変更
	平成 23 年 9 月 6 日 むつ市告示第 66 号	約 88 ha	区域の範囲の変更 港町の一部を解除

## 14-9. 都市施設

## 14-9-1. 道路

## (1) 都市計画道路一覧

平成 23 年 9 月 6 日現在

路線番号			路線名	計画決定						
区分	規模	番号		起 点	終 点	幅員 (m)	車線数	延長 ( m )	決定年月日	告示番号
3	3	4	上野線	大畠町上野	大畠町上野	22	2	740	H23. 9. 6	市告示 第 65 号
3	4	1	横迎町大平町線	横迎町二丁目	大平町	20	2	5, 610	H23. 9. 6	市告示 第 65 号
3	4	2	仲町小平館線	仲町	大字田名部字 小平館	16	2	4, 820	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	4	3	金曲金谷線	金曲一丁目	金谷二丁目	20	2	2, 520	H23. 9. 6	市告示 第 65 号
3	4	4	横迎町中央線	横迎町一丁目	中央二丁目	18	2	3, 170	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	4	5	柳町桜木町線	柳町三丁目	桜木町	16	2	11, 150	H21. 8. 31	県告示 第 567 号
3	4	6	大曲中央線	大曲三丁目	中央二丁目	18	2	6, 390	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	4	7	海老川柳町線	海老川町	柳町一丁目	16	2	1, 870	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	4	8	大畠本町松ノ木線	大畠町本町	大畠町松ノ木	19	2	880	H23. 9. 6	市告示 第 65 号
3	4	9	高待二枚橋線	大畠町正津川 高待	大畠町二枚橋	16. 5	2	6, 800	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	5	2	田名部駅停車場線	田名部町	柳町一丁目	12	2	310	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	5	3	小川町代官山線	小川町二丁目	小川町二丁目	12	2	470	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	5	4	海老川むつ病線	海老川町	小川町一丁目	12	2	920	H23. 9. 6	市告示 第 65 号
3	5	7	下北駅緑町線	下北町	緑町	12	2	850	H23. 8. 31	県告示 第 708 号
3	5	8	横迎町明神川線	横迎町一丁目	柳町一丁目	12	2	500	H23. 9. 6	市告示 第 65 号

路線番号			路線名	計画決定						
区分	規模	番号		起 点	終 点	幅員 (m)	車線数	延長 ( m )	決定年月日	告示番号
3	5	10	大湊駅前線	大湊新町	大湊新町	12	2	80	H23. 9. 6	市告示 第 65 号
3	5	11	大湊浜町八森線	大湊浜町	大湊浜町	12	2	260	H23. 9. 6	市告示 第 65 号

## 都市計画道路の路線番号の付し方

3   •   3   •   6  
 ↑       ↑       ↑  
 区分   規模   一連番号

## (a) 区分

- 区分1 自動車専用道路
- 区分3 幹線街路に相当するもの
- 区分7 区画街路
- 区分8 特殊街路ア) に相当する歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道
- 区分9 特殊街路イ) に相当する都市モノレール専用道等
- 区分10 特殊街路ウ) に相当する路面電車道

- 特殊街路ア) 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路
- 特殊街路イ) 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路
- 特殊街路ウ) 主として路面電車の交通の用に供する道路

## (b) 規模

規模として付する番号は、幅員により次のとおりとする。

## 規 模

- 1 幅員40m以上のもの
- 2 幅員30m以上 40m未満のもの
- 3 幅員22m以上 30m未満のもの
- 4 幅員16m以上 22m未満のもの
- 5 幅員12m以上 16m未満のもの
- 6 幅員 8m以上 12m未満のもの
- 7 幅員 8m未満のもの

## (C) 一連番号

都市計画ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

## 14-9-2. 公園・緑地

## (1) 都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 力所当たりの面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 力所当たりの面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 地区当たり 1 力所の面積 4ha を標準として配置する。
公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、それぞれの利用目的に応じて敷地面積を定め配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、それぞれの利用目的に応じて敷地面積を定め、配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに 1 ケ所程度、面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、都市計画公園 1,000ha、うち都市公園 500ha を標準として配置する。
緩衝緑地		大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市森林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

種類	種別	内容
都 市	緑 地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。
	緑 道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するよう設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員 10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国 の 設 置 に 係 る 都 市 公 園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1ヶ所当たりの面積をおおむね 300ha 以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。

## (2) 都市公園一覧

(むつ)

種別	番 号			名 称	位 置	計 画 決 定(最終)			開 設	
	区 分	規 模	一 連 番 号			公 園 名	面 積 [ha]	年 月 日	公 示 番 号	面 積 [ha]
街区	2	2	1	上町児童公園	むつ市大湊上町	0.18	S41. 3. 17	建告 741 号	0.18	S41. 9. 3
"	2	2	2	宇田児童公園	" 宇田町	0.29	S41. 3. 17	" 741 号	0.29	S42. 7. 31
"	2	2	3	新町児童公園	" 新町	0.23	S43. 8. 16	" 2269 号	0.23	S43. 10. 31
"	2	2	4	柳町児童公園	" 柳町一丁目	0.15	S44. 5. 20	" 2551 号	0.15	S45. 3. 20
"	2	2	5	文京児童公園	" 文京町	0.15	S45. 8. 8	市告 17 号	0.15	S46. 3. 24
"	2	2	6	宇曾利川児童公園	" 大湊字宇曾利川村	0.29	S46. 4. 1	" 9 号	0.29	S46. 10. 31
"	2	2	7	むつ北児童公園	" 柳町二丁目	0.25	S47. 5. 11	" 16 号	0.25	S47. 9. 20
"	2	2	8	小川町児童公園	" 小川町一丁目	0.26	S48. 7. 6	" 10 号	0.26	S49. 3. 20
"	2	2	9	横迎町児童公園	" 横迎町二丁目	0.35	S49. 6. 20	" 15 号	0.35	S50. 3. 25
"	2	2	10	川守児童公園	" 川守町	0.38	S54. 1. 30	" 4 号	0.38	S55. 3. 31
"	2	2	11	旭町児童公園	" 旭町	0.19	H元. 12. 11	" 31 号	0.19	H3. 4. 1
"	2	2	12	中島児童公園	" 大畠町中島	0.18	H23. 9. 6	市告 67 号	0.18	S45. 4. 1
					計	2.90	12 箇所		2.90	12 箇所
近隣	3	3	1	代官山公園	むつ市小川町二丁目	1.70	H5. 12. 15	市告 65 号	1.10	S59. 4. 1
					計	1.70	1 箇所		1.10	1 箇所

むつ市の都市計画 2011 平成 23 年 12 月版

種別	番 号			名 称 公 園 名	位 置	計 画 決 定			開 設	
	区 分	規 模	一連 番号			面 積 [ha]	年 月 日	公 示 番 号	面 積 [ha]	年 月 日
地区	4	4	1	水源池公園	むつ市宇田町	5.60	S52. 12. 10	県告 862 号	5.60	S53. 4. 1
"	4	4	2	金谷公園	" 金谷一丁目	4.10	H元. 11. 29	" 788 号	4.10	H10. 4. 1
					計	9.70	2 箇所		9.70	2 箇所
運動	6	4	1	大畠中央公園	" 大畠町湧館	9.80	H23. 9. 6	市告 67 号	6.98	H15. 3. 31
"	6	5	1	むつ運動公園	" 山田町	14.30	S46. 8. 14	" 677 号	14.30	S44. 3. 31
					計	24.10	2 箇所		21.28	2 箇所
風致				計画決定以外の 都市公園 (早掛沼公園)					7.40	1 箇所
墓園			1	むつ市墓地公園	" 田名部字二又川目	13.40	S52. 2. 15	県告 677 号	9.40 (13.40)	S44. 3. 31
					計	13.40	1 箇所		9.40 (13.40)	1 箇所
					総計	51.80	18 箇所		51.78 (13.40)	19 箇所

都市公園番号の付し方

2 · 2 · 6  
 ↑      ↑      ↑  
 区分    規模    一連番号

(a) 区分

- |          |   |
|----------|---|
| 区分2 街区公園 | 主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする。                                |
| 区分3 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする。                                  |
| 区分4 地区公園 | 主として徒歩圏区域内に居住する者の利用に供することを目的とする。                              |
| 区分5 総合公園 | 主として1つの市町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯運動等総合的な利用に供することを目的とする。         |
| 区分6 運動公園 | 主として運動の用に供することを目的とする。   |
| 区分7 風致公園 | 主として風致の享受に供することを目的とする。  |
| 区分8 特殊公園 | 動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする。                                |
| 区分9 広域公園 | 1つの市町の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの。 |

(b) 規模

規模として付する番号は、面積により次のとおりとする。

規 模	面積の範囲
2 面積	1 ヘクタール未満のもの
3 //	1 ヘクタール以上、 4 ヘクタール未満のもの
4 //	4 ヘクタール以上、 10 ヘクタール未満のもの
5 //	10 ヘクタール以上、 50 ヘクタール未満のもの
6 //	50 ヘクタール以上、 300 ヘクタール未満のもの
7 //	300 ヘクタール以上のもの

(C) 一連番号

都市計画ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

## 14-9-3. 汚物処理場

名称	位置	面積 (ha)	決定告示年月日番号	備考
むつし尿処理場	むつ市奥内字今泉	2. 2	昭和49年12月12日 市告示 第49号	処理能力 220 t / 日

## 14-9-4. ごみ焼却場

名称	位置	面積 (ha)	決定告示年月日番号	備考
アックス・グリーン	むつ市奥内字今泉	2. 3	平成23年9月6日 市告示 第70号	処理能力 144 t / 日 (資源化施設 28 t / 日)
大畠ごみ焼却場	むつ市大畠町水木沢	1. 1	平成23年9月6日 市告示 第70号	処理能力 20 t / 日

## 14-9-5. 市場

名称	位置	面積 (ha)	決定告示年月日番号	備考
地方総合卸売市場 大魚(株) むつ総合卸売市場	むつ市大曲二丁目	4. 5	昭和63年11月1日 市告示 第69号	処理能力 69 t / 日

## 14-9-6. 火葬場

名称	位置	面積 (ha)	決定告示年月日番号	備考
むつ市火葬場	むつ市田名部字十二林	0. 3	平成23年9月6日 市告示 第70号	処理能力 8体 / 日
大畠斎場	むつ市大畠町正津川	0. 8	平成23年9月6日 市告示 第70号	処理能力 2体 / 日

14-9-7 下水道

## ・公共下水道整備状況

処理区	都市計画 決 定	下水道事業認可		現 態			全体計画 面 積 (ha)	供用開始
	面 積 (ha)	計画処理 面 積 (ha)	計画処理 人 口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	水洗化 人 口 (人)		
むつ	1, 280	199	4, 400	100. 5	2, 085	604	1, 744	H15. 4. 1
大畠	295	180. 7	4, 540	114. 3	3, 185	1, 050	346	H16. 4. 1

## (参考) 都市計画区域外の下水道整備状況

処理区	下水道事業認可		現 態			全体計画 面 積 (ha)	供用開始
	計画処理 面 積 (ha)	計画処理 人 口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	水洗化 人 口 (人)		
川内	136	4, 000	126	3, 249	1, 969	136	H12. 10. 1
脇野沢	38	1, 700	38	1, 139	704	38	H14. 8. 1
九艘泊 寄浪 蛸田	—	131	10. 5	94	76	10. 5	H12. 4
		138		109	82		H18. 8
		73		42	31		H18. 10

## むつ市の都市計画 2011

平成23年12月版

編集 むつ市 建設部 都市建築課 都市計画G

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

TEL 0175-22-1111(内2742~44)

FAX 0175-22-9718

E-MAIL [mt-toshiken03@city.mutsu.lg.jp](mailto:mt-toshiken03@city.mutsu.lg.jp)